慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イランのタバコ・ボイコット運動とイスタンブル(下)
Sub Title	The Iranian tobacco protest movement and Istanbul （part two）
Author	坂本, 勉(Sakamoto, Tsutomu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.3 (2012. 7) ,p.49(403)- 89(443)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120700-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イランのタバコ・ボイコット運動とイスタンブル（下）

坂本　勉

3．オスマン帝国におけるタバコ利権問題

1）トンベキ輸入専売会社設立へ向けての動き

ペルシア帝国タバコ専売会社は、イラン産のタバコを国外に輸出する専売権を独占的に保持し、タンバークーをオスマン帝国領内の市場に向けて輸出していた。しかしながら、この輸出専売権はあくまでもイラン国内に限られ、オスマン帝国を含む国外の市場においてはタンバークーの販売、流通をめぐって他の商人たちとの激しい競争にさらされた。会社にとってとくに脅威だったのは、専売会社設立前からオスマン帝国へタンバークーを輸出し、イスタンブルに収斂する交易ネットワークを押さえていたイラン商人や帝政ロシアのプロテジェを受けているアルメニア系の商人であった。

こうした商人たちとの鎬を削る競争において優位に立つため、ペルシア帝国タバコ専売会社は、早い時期からタンバークーをオスマン帝国領内で排他的に販売していくためのネットワークをつくり上げていこうとした。オスマン帝国領内にイランからタンバークーを輸入する独占的な専売権をもつ別の会社を設立し、これと連携しながらイランとオスマン帝国との間のタバコ貿易を独占することによってイラン商人やアルメニア系の商人、さらにはオスマン帝国の商人をタンバークーの流通から排除しようというのが、ペルシア帝国タバコ専売会社の構想する戦略であった。こうした思惑のなか、設立されていくのがフランス語でSociété du Tombac、史料によってはLa Société de la Régie des tumbekis persans、あるいはトルコ語でTömbeki İnhisarı といわれる会社である。

以下においてはこの会社が設立される事情を追いながら、その過程でイラン国内ではなく、国外のイスタンブルで起こされる別のタバコ・ボイコット運動について考えていくことにしたい。なお、これから先、新たにつくられる会社について言及する場合はすべて「トンベキ専売会社」という略称で表記することをあらかじめ断っておくことにしたい。ペルシア語のタンバークーはトルコ語でトンベキと呼ばれるが、この章で扱われる問題がオスマン帝国、イスタンブルにおけるそれであることからペルシア語のタンバークーではなく、トンベキというトルコ語を専売会社に対して被せて呼んでいくのが妥当と考えるからである。

さて、トンベキ専売会社立ち上げの構想は、まだペルシア帝国タバコ専売会社がイランにおいて法的につくられず、会社としてのかたちをとっていなかった一八九一年二月一七日の時点ですでに出されていた。イランからタバコ利権を獲得したタルボトは、この時、ジョルジュ・ドゥ・ゾゲブ Georges de Zogheb というフランス人にペルシア帝国タバコ専売会社が設立された段階で二五年を期限としてイランから輸出されるトンベキ（タンバークー）の国外での販売権をすべて与えると約束していた。[62] ただし、この利権がタルボトからゾゲブに譲渡された時点ですぐに会社が立ち上げられたわけでなく、実際に会社設立に向けて動き出すのは、それから四ヶ月後の一八九一年六月一六日のことである。イランではすでに二ヶ月余り前の四月はじめからペルシア帝国タバコ専売会社が営業を開始し、それにともなってシーラーズ、タブリーズ等の都市ではタバコの流通から排除された商人たちによってボイコット運動が起こされていた。このように異議申し立ての動きが激しさを増す時期にトンベキをイランから独占的に輸入し、それを国外、とりわけ最大の消費地たるオスマン帝国領内で流通させることを目的とするトンベキ専売会社が設立に向けて動き出していたのである。[63]

『イスタンブル商業会議所新聞』によると、ペルシア帝国タバコ専売会社からイラン産トンベキの国外での独占的な販売権を約束されたゾゲブは、次の手続きとしてまず、オスマン帝国政府に申請を出す前にカージャール朝政府にイラン国外でトンベキを専売できる権利を申請した。これについては一八九一年七月に五〇年を期限とする利権をカージャール朝から認められ、[64] これをふまえ

て一八九一年七月一八日、ヨーロッパ各国、オスマン帝国から資本を募り、額面二二万オスマン・リラ、一万株でもってパリの rue Meyerbeer, No. 7 に本社を置く「トンベキ専売会社 Société du Tombac」が正式に設立された。ただし、ゾゲブはこの会社の取締役には名を連ねたものの、会長職はオスマン帝国銀行のエドガー・ヴィンセント Edgar Vincent に譲り、彼自身はオスマン帝国への利権申請、認可が終わった後、イスタンブルに開設されるはずの事業本部の総支配人に就任した。ゾゲブは、すでに触れたペルシア帝国タバコ専売会社の総支配人オルンスタインと同じような役回りをオスマン帝国のなかで担っていくことになる。[65]

トンベキ専売会社は、ゾゲブが主導的な役割を果たしたこと、またパリの銀行家、フランス系のオスマン帝国タバコ専売会社が資本を出していることに示されるように、基本的にはフランス系の会社であるということができる。[66] しかし、オスマン帝国銀行、さらにはペルシア帝国タバコ専売会社も資本を出していることから、その実態は多国籍企業という性格を当初はもっていたことを見ておかなくてはならない。とくにペルシア帝国タバコ専売会社の影響力が大きかったことは注目に値する。駐イスタンブル英国領事の報告によると、この会社は発行株式のうち五分の一を保有し、トンベキ専売会社のなかで最大の株主であった。[67] こうした点をとらえてペルシア語の外交文書は、トンベキ専売会社を「ペルシア帝国タバコ専売会社の子会社（farʿ va shoʿbe）」とすら表現している。[68] このようにペルシア帝国タバコ専売会社は持ち株において他を圧し、これを通じてイラン国内のみならず、国外のオスマン帝国におけるトンベキの流通、市場までをもその支配下に入れようとしていたのである。

2）利権申請の手続き

一八九一年八月下旬、トンベキ専売会社はペルシア帝国タバコ専売会社およびカージャール朝からそれぞれイラン国外でトンベキを販売する独占権を得たことをふまえて、最終的にオスマン帝国の商業・公共省に対してイランから輸入されるトンベキをオスマン帝国領内で専売できるための利権申請の手続きを正式に行い、イスタンブルに事業本部を開設する準備に入った。[69] これを受けて一〇月以降、オスマン帝国政府は関係省庁の大臣を構成メンバーとする特別委員会（Komisyonu Mahsus）を組織し、この利権を認めるかどうか、その是非について協

議を重ねていくことになる。そこで議論された内容は、現在、オスマン帝国総理府文書局に① Başbakanlık Arşsivi Yıldız Tasnifi Sadaret Resmi Maruzat Evrakı 56/64（以下、*Y. A. Res.* 56/64と略記）、② Başbakanlık Arşsivi Irade Tasnifi Irade 1309 / MM 5449（Arz Tezkeresi）（以下、*Irade* 1309 / MM 5449と略記）と分類される文書に記されている。これらの具体的な内容を紹介する前にあらかじめトンベキ専売会社によってなされた利権申請がどのような順序でオスマン帝国の諸官庁、政府部内で協議され、最終的にアブデュルハミト二世の勅令（Irade）が出されて専売協定のかたちをとっていったのか、これら二つの文書に拠りながらその流れをあらかじめ整理をしておくことにしよう。

トンベキ専売会社の利権問題を主管する官庁は、それが経済問題にかかわるということから財務省であった。このため、当時、財務大臣を務めていたアフメト・ナーズィフ Ahmet Nazif は、新しいタバコ利権問題に財務省としてどのように対処すべきか、一〇月一三日から省内で協議を開始する。内国関税局長イッゼト・アリー İzzet Ali に上申書を提出させてイランからトンベキを輸入する際に徴収される関税の状況について把握し、それを踏まえて専売会社と取り交わす協定書の財務省案を作成した。このような実務的作業を重ねたあと、一一月八日にトンベキ輸入専売会社の利権申請に対する財務省案をテズケレ tezkere のかたちにしてまとめ、総理府に送付した。(70)

これを受けて宰相のアフメト・ジェヴァート・パシャ Ahmet Cevat Paşsa は、法務大臣のルザー・パシャ Rıza Paşsa を座長とし、宰相、財務大臣、商業・公共大臣が加わる特別委員会を総理府のなかに設置し、トンベキ専売会社の利権申請問題について、テズケレとして提出された財務省案をたたき台にして省庁を横断する協議会を一一月一二日と一一月一五日の両日にわたって開催した。審議の結果はそれぞれマズバタ mazbata としてまとめられ、一一月一七日に財務大臣の上申書、その他の嘆願書類とともにユルドゥズ宮内にある書記官局に提出された。(71)

この後、これらの書類は書記官局長のソライヤーを通じてアブデュルハミト二世の奏覧に付され、一二月四日、最終的にトンベキ専売会社に対してイランから輸入されるトンベキをオスマン帝国領内で専売する権利を認める勅令（イラーデ İrade）が発せられるという経過をたど

ることになる。[72]

以上がオスマン帝国総理府文書局所蔵文書を通じてみたトンベキ専売会社による利権申請にかかわる審議から勅令発布に至る流れである。トンベキ専売会社が利権を獲得した一二月四日は、期せずしてイラクの聖地サーマッラー在住のシーア派ウラマーの最高権威シーラーズィーによってタバコの喫煙禁止令が出された日の翌日にあたる。ペルシア帝国タバコ専売会社は、イランにおいてボイコット運動の高揚を受けて利権を廃棄するかどうかの瀬戸際に立たされていた。しかし、それにもかかわらずこの段階ではまだ会社にとって利益の大きいイランからオスマン帝国へのトンベキ輸出になお強く固執し、オスマン帝国領内につくられるトンベキ専売会社と連携してさらなる広域的なタバコ交易のネットワークを独占していく道を執拗に探っていたのである。

アブデュルハミト二世の勅令が出されたのを受けてオスマン帝国政府とトンベキ専売会社との間で全一七条と補則からなる協定書が締結された。この協定書の正文は、現在、総理府文書局の関係ファイルのなかに見つけることができない。しかし、幸いなことにイスタンブルで発行されていたペルシア語新聞『アフタル』にその訳が転載されている。これによって協定の概要を紹介すると、最初の序にあたる部分に「オスマン帝国政府は、一八九二年一〇月四日から一九一七年一〇月三日までの二五年間、外国産のタンバークー（トンベキ）をオスマン帝国領内に輸入し、それを販売することを独占（インヒサール inhisar）のかたちで株式会社として資本金二二〇、〇〇〇オスマン・リラで設立されたトンベキ（専売）会社に与える。」と記されていることから明らかなように、実際に会社が事業を開始するのは、認可の勅令が出されてから一〇ヶ月後の一八九二年一〇月四日からと予定されていた。[73]

また、この勅令と協定が適用される地域はオスマン帝国全域ではなく、ヒジャーズ、イェメン、バグダード、バスラ、トラーブルスガルブ、スクタリ、コソヴォの各州は除外されている。すなわち、オスマン帝国の直接支配が必ずしも及ばなくなっていたアラビア半島、イラク、リビア、アルバニア、マケドニアは除かれていたのである。[74]

さらに、トンベキ専売会社が扱うタバコは、イランから輸入されるものだけに限られ、オスマン帝国領内で栽培、生産されるトンベキは対象外とされた。[75] もっとも、

すでに触れたようにオスマン帝国産のトンベキは、生産量においても品質においてもイラン産のそれにとても及ばず、それがトンベキ専売会社の専売、流通から除外されたとしても会社の利益に影響を与えることはなかった。

また、トンベキ専売会社が認可された時、オスマン帝国にはシガレット用のトゥトゥンの生産と流通に独占権をもつオスマン帝国タバコ専売会社がすでに営業を行っていた。こうした事情からトンベキ専売会社が認可を受けた利権の内容は、ペルシア帝国タバコ専売会社がオスマン帝国に向けて輸出する水タバコ用のトンベキを独占的に輸入し、それをオスマン帝国の市場で販売することに限られ、業務において二つの専売会社が競合することはなかったのである。

3）オスマン帝国にとってのメリット

トンベキ専売会社への利権付与は、オスマン帝国にとって税収と歳入の増加が期待できるという点でメリットのあるものであった。タバコ利権認可にかんする政府部内の協議の過程を伝える総理府文書局所蔵文書とトンベキの輸入専売利権にかんする協定書には次の三つが増収につながる財源として挙げられている。以下、これらについて個々に見ていきながら、トンベキ専売会社に対して付与された輸入専売利権が具体的にいかなるものなのか、その内容について整理しておくことにする。

第一に挙げられるのは、毎年会社がオスマン帝国政府に対して支払う三〇、〇〇〇リラの利権料である。これは一八七五年の国家財政の破綻、それに続く一八八一年のオスマン債務管理局の設立によって財政が恒常的に逼迫していたオスマン帝国にとって新たに公債を発行していく際の財源に充てることができるという点で財務省サイドとしては歓迎すべきことであった。[76] 第二は、イランから輸入されるトンベキに対して新たに課せられることになる独占税である。原則としてこれは、輸入されるトンベキ一キログラムにつき一クルシュ（＝四〇パラ）が徴収されることが決められた。ただし、トンベキの輸入量が四、〇〇〇、〇〇〇キログラムを越える場合は一・二五クルシュ（＝五〇パラ）に増額されることになっていた。一一月一二日に開かれた特別委員会のマズバタと一一月一七日付けの財務大臣の上申書では、輸入量が三、六〇〇、〇〇〇キログラム以下の場合でも、会社はオスマン帝国政府に対して独占税の最低保障額として三六、〇〇〇リラを支払うことが案として出されていた。しか

し、最終的な協定書第三条においてそれは削られ、独占税は輸入量が四、〇〇〇、〇〇〇キログラムまでは一クルシュ、それ以上の場合は一・二五クルシュと決められ、とくに最低補償額は設定されなかった。[77]

四、〇〇〇、〇〇〇キログラムが、独占税の課税額が変わる目安とされたのは、イランからオスマン帝国に輸入されるトンベキの年間輸入量の平均が概算でこれ位だったからである。すでに第一章で一八八九年から一九〇一年までの一四年間の輸入量を示す統計を付表1のかたちで挙げておいたが、このうち一八八七年から一八九二年に至る五年間の輸入量が四、〇〇〇、〇〇〇キログラム前後で推移していることはこれを裏づけているといえよう。

最後に第三の財源として挙げられるのが関税である。これはトンベキの輸入専売権の許認可にかかわりなく、それ以前から常にイランからオスマン帝国に輸入されるトンベキに対して課税されていたものであり、独占税のように新たに徴収される税とはいえない。しかし、利権料、独占税と比べるとその額ははるかに大きく、オスマン帝国にとってもっとも重要な財源の一つであった。

この関税については、トンベキ専売会社が設立される少し前にイランからオスマン帝国に輸入されるトンベキの関税協定が改定の時期を迎えており、両国間で交渉が進められていた。トンベキ専売会社の営業開始後、イランからオスマン帝国に輸入されるトンベキに対して課せられる関税は、この交渉の結果合意された改定税率にしたがって徴収されていくことになるが、以下、この関税問題をめぐるオスマン帝国、イラン両国間の改定交渉の経過を簡単に振り返りながら、輸入専売会社が設立された後、どのような基準でイランからオスマン帝国に輸入されるトンベキに対して関税が徴収され、それがオスマン帝国の重要な財源となっていったのかを見ておくことにしたい。

トンベキにかかわるオスマン帝国とイランとの間の関税協定は、ペルシア帝国タバコ専売会社が設立される以前の一八九〇年一二月はじめからすでに改定のための交渉が開始されていた。改定の対象とされたのは、一八六二年に締結され、その後一八六五、一八七五、一八七八、一八八一年にそれぞれ若干の変更が加えられた関税協定である。[78] この交渉の結果、一八九〇年一二月一三日に合意が成立し、これ以降イランからオスマン帝国に輸入されるトンベキに対して課されていたそれまでの関税は一

一月三〇日をもって廃止され、一八九〇年一二月（財務暦一月一三日）から新しい輸入関税がトンベキに対して課されることになる。これは一八九一年四月以降営業を開始するペルシア帝国タバコ専売会社がイランからオスマン帝国向けに輸出するトンベキに対しても、また一八九一年一二月四日に利権を付与されたオスマン帝国トンベキ輸入専売会社が輸入するトンベキに対しても同様に適用された。[79]

一八九〇年一二月中旬に結ばれた新しい関税協定と一八八一年に締結された旧関税協定とを比べて大きく異なる点は、それまでトンベキに対して従価で七五％の輸入関税が課せられていたのが、新関税協定においては一〇〇％に変えられたことである。[80] この新しい改定税率にもとづいてトンベキの関税は一八九〇年一二月以降、徴収されていくことになる。ただ、日々刻々、変動するトンベキの価格にしたがって国境の税関が関税を徴収することは煩雑であるため、実際にはトンベキの梱の重量を量り、それを現金に換算して関税を徴収する従価制に従量制を折衷させた方法で徴収された。こうしたやり方は、旧関税協定でも同様に行われていたことである。

このため、新しい関税協定が結ばれてから四ヶ月半ほど経った一八九一年四月一日に従価税率を従量税率に換算した新しい関税表が両国間で取り交わされ、これにもとづいてイランからオスマン帝国に輸入されるトンベキに対して一〇〇％の関税が徴収されていった。時期的にみると、ペルシア帝国タバコ専売会社がイランにおいて営業を開始するまさに直前の頃にあたる。これによると、旧関税表で一キログラムあたり二クルシュ三〇パラであった関税は、新関税表では三クルシュに増額された。この税額は九年間有効とされ、期限が来て改定される場合、その次の九年間は四クルシュ、さらにそれに続く七年間は四・五クルシュにさらに増額されることになっていた。[81]

以上のように独占税が新設され、関税率が改定された状況を踏まえて内国関税局長のイッゼト・アリーは、一八九一年一〇月一三日付けの財務大臣アフメト・ナーズィフに対する復命書（cevapname）のなかで、トンベキ専売会社が設立された暁にオスマン帝国の国庫に入ってくると見込まれる関税と独占税の税収を次のように簡単な表のかたちにして報告している。

これによると、イランからオスマン帝国に輸入される年間のトンベキ輸入量は、四、三〇〇、〇〇〇キログラムと見積もられている。すでに挙げた一八八七年から一

八九二年に至る五年間の輸入量の目安となる四、〇〇〇、〇〇〇キログラムという数字よりかなり多めに設定されているが、これはトンベキ専売会社が設立されることによって密輸の取り締まりが強化され、それによって税関を通る正規のトンベキの輸入量がさらに増えるという見通しがあったからだと思われる。いずれにしろ、この表にはトンベキ専売会社が設立されることによって期待される税収の増加をオスマン帝国の財政当局がどのように予測していたのかがよく示されている。[82]

付表Ⅱ　トンベキ輸入量と税収見込

年間のトンベキ輸入量	関税とインヒサル
4,000,000 キログラム	16,000,000 クルシュ 関　税　　キロあたり 3.0 サンチム 独占税　　1.0 合　計　　4.0
300,000 キログラム	1,275,000 クルシュ 関　税　　キロあたり 3.0 サンチム 独占税　　1.25 合　計　　4.25
総　計 4,300,000 キログラム	17,275,000

トンベキ専売会社が設立されることによってオスマン帝国が享受できると期待される、あと一つのメリットとして密輸の減少が挙げられる。一八八四年に設立されたオスマン帝国タバコ専売会社の下でトゥトゥンの生産と流通の自由を奪われた農民、商人が会社に対してどのような抵抗を試みたのかを研究したアメリカの経済史家カータルトは、オスマン帝国ではイランのように農民、商人の力が強くなく、またウラマーにも組織力がなかったため、ボイコット運動と呼べるような目立った動きは見られなかったと指摘している。しかし、それに代わってオスマン帝国では専売会社、オスマン帝国の監視の目をくぐり抜けてトゥトゥンの闇取引、密輸がさかんに行われ、これがボイコット運動に代わる民衆の抵抗運動のかたちをとったと言っているが、これはトゥトゥンだけでなくイランからオスマン帝国に輸入されるトンベキについても同じようにあてはまることであった。[83] オスマン帝国とイランを距てる国境線は山岳地帯に沿って長大であ

り、比較的容易にトンベキを密輸することができる。これをできるだけ防ぎ、国の税収を増やすというのが、当時のオスマン帝国の財務当局の期待するところであり、こうした思いがトンベキ専売会社への利権付与につながったのである。

会社にとっても専売制を行っていく以上、トンベキの密輸は何としても阻止しなければならない最重要の課題であった。このためオスマン帝国と交渉を重ね、最終的に結ばれた協定書のなかで密輸に対処するいくつかの策が盛り込まれた。以下、これに拠りながらオスマン帝国との協議の過程で議論された問題、密輸に対してトンベキ専売会社がどのように対処しようとしたのかを見ていくことにする。

第一に、イランから国境を越えてオスマン帝国に輸入されるトンベキの梱には必ず鉛で封印し、通関する際にはそれを証する特別の書状を税関の役人から取得することが義務づけられた。これがない場合、密輸品と見なされ、トンベキは没収されることになった。(84)

第二に、トンベキ専売会社は、密輸を防止するために自らの責任で護衛隊（ジャンダルマ）を組織することが義務づけられた。これに雇われるのは、イランとオスマン帝国との国境地帯ということもあってアナトリア東部地方に居住するアルメニア人が多かった。この護衛隊はどの程度、武器をもつことが許されるかが議論されたが、協定書では都市部においては武器を携行することは厳しく禁じられた。しかしながら、山岳地帯、沙漠においては危険が高いということもあって武器の携行は認められた。密輸の取締は、本来、オスマン帝国という国が責任をもってやるべきことであるが、トンベキの密輸問題にかんしては専売会社にそれを委ね、取り締まっていくというのがオスマン帝国の基本方針であったのである。(85)

4．利権撤回を求めるイスタンブルのイラン商人たち

1）ヴァーリデ・ハンにおける抗議集会

一八九二年一月五日、『アフタル』紙は、イスタンブルで出されていたトルコ語新聞『サバフ』Sabah 紙の報道を引いてイランからオスマン帝国に輸入されるすべてのトンベキは、新たに設立されるトンベキ専売会社の独占下に置かれることになると報じ、イスタンブル在住のイラン商人に注意を促した。図らずもこれが報じられた日は、テヘランにおいてペルシア帝国タバコ専売会社に

対して利権廃棄の通告がされた日にあたる。すでにイスタンブル在住のイランの商人は、トンベキ専売会社が獲得することになる利権の内容について一八九一年一二月二二日、二九日の二度にわたって『アフタル』紙に掲載された協定書のペルシア語訳を通して知っていたが、一八九二年一月五日、改めて『アフタル』紙の警告記事に接し、トンベキ専売会社に対する警戒感をさらに強めた。[86]

イランの商人にとって「オスマン帝国領内へのトンベキの輸入、販売は、トンベキ専売会社もしくはそれに許可を得た者だけが行うことができる。その他の者が行うことは禁止する。」という協定書第一五条の条項は、それまで営々と築いてきたタバコの交易ネットワークを根こそぎ奪われてしまうことに他ならなかった。[87] これに焦燥感を募らすイラン商人たちによって利権の撤回を求める異議申し立ての行動がイスタンブルで起こされていくことになる。

最初の抗議集会は、一八九二年一月一〇日金曜日にイスタンブル在住イラン人コミュニティの中心になっていた旧市街、カパルチャルシュ近くにある隊商宿＝ヴァーリデ・ハンのモスクにおいて開かれた。これについて事前に察知した総理府および大宰相ジェヴァートは、ユルドゥズ・サライ書記官局に次のように報告し、アブデュルハミト二世にイスタンブル在住のイラン商人の間に不穏な動きがあると奏上している。

> トンベキ商人のエスナーフ（同職組合）が来る金曜日（一月一〇日）、ヴァーリデ・ハンにあるモスクにおいて集会を催し、イラン大使館に嘆願を行うことが予想されます。大使館によって回答が拒否された場合、オスマン帝国政府とカージャール朝政府に対して請願がおこなわれるものと思われます。[88]

こうした動きに強い懸念を抱くオスマン帝国政府は、公安警察に集会、デモが開催されないよう予防措置を講じ、また、イラン大使館と連絡をとって情報収集に努め、イランのトンベキ商人が大使館に対して嘆願を行うことを極力、阻止するよう命じた。しかし、このような動きを未然に防止しようとする公安警察の活動にもかかわらず、抗議集会は一月一〇日予定通り開かれ、ヴァーリデ・ハンのモスクに集まった商人たちはトンベキの専売利権撤回を求めて駐イスタンブル・イラン大使館に嘆願書を提出した。しかしながら、これに対して大使館は回

答を拒否し、抗議集会を開いた人々は次の方策としてオスマン帝国政府にトンベキ専売会社の利権を撤回するよう求める嘆願書を総理府に提出する挙に出る。このあたりの事情を集会が終わった後に書かれた一月一二日付けの総理府がまとめたテズケレは以下のように記す。

トンベキ商人のエスナーフは、嘆願書をイラン大使によって回答を拒否された。このため彼らの声がスルタン＝カリフ猊下（アブデュルハミト二世）に届くようにと嘆願書を作成し、商人のうちの一人が代表して総理府にもっていった。(89)

この嘆願書の件について総理府および大宰相ジェヴァートから報告を受けたユルドゥズ・サライの書記官局長ソライヤーは、アブデュルハミト二世にこれまでの経緯について奏上、スルタン＝カリフの勅令を起草し、これ以上不穏な事態が広がらないよう大宰相のジェヴァートおよび総理府、公安警察にさらなる監視の強化を命じ、状況を上申書のかたちで報告するよう指示した。しかし、このような周到な警戒体制にもかかわらず、一月一七日金曜日になってイランのトンベキ商人たちは、再びヴァーリデ・ハンにおいて一週間前よりさらに大きな抗議集会を催し、気勢を上げた。(90)

警察の許可なく集会を開くことは、オスマン帝国政府によって禁止されていた。しかし、公安警察がヴァーリデ・ハン周辺に張り込ませていた密偵の報告によると、集会禁止の警告が警察から出されていたにもかかわらず、トンベキ商人のエスナーフ（同職組合）の長であるケトヒュダーによって集会の開催が呼びかけられ、これに応じて八〇人ほどの商人がヴァーリデ・ハンに集まった。オスマン当局は、参加する人数がさらに膨らむことによって抗議集会が街頭デモに拡大し、ヴァーリデ・ハンという閉ざされた商業空間からイスタンブルの市内に騒ぎが広がることを危惧したが、一八九二年一月の段階においてはまだそこまでトンベキ利権に反対する運動は先鋭化するに至らなかった。しかし、こうした不穏な情勢に警戒感を強めるトンベキ専売会社は、四月はじめの営業開始をめざして準備を進めてきた会社の体制を部分的に見直し、当初の予定通りオスマン帝国領内においてイランから輸入されるトンベキの専売制をスタートさせていこうとした。(91)

2）トンベキ専売会社の改組

そもそもトンベキ専売会社が設立された趣旨は、筆頭株主であるペルシア帝国タバコ専売会社がイランにおいて有するトンベキの輸出専売の独占的、排他的な交易ネットワークを国外のオスマン帝国にも広げ、それを輸入専売権というかたちで確保していくところにあった。しかし、イランにおいて一八九二年一月五日にナーセルオッディーン・シャーによってタバコ利権廃棄の勅令が出されると、ペルシア帝国タバコ専売会社がそれまでのようにトンベキの輸出を独占的に行っていくことは不可能になった。こうした事態の変化を目の当たりにしたトンベキ専売会社は、ペルシア帝国タバコ専売会社との関係を断ち、輸入専売権を梃子に独自のトンベキの交易ネットワーク網をつくりあげていこうとするようになる。

こうした動きの端緒になったのが、二月になされたトンベキ専売会社の増資である。すでに述べたように、会社が設立された当初における資本金は、総理府文書局所蔵文書、『イスタンブル商業会議所新聞』、『アフタル』紙によると二二万リラ、駐イスタンブル英国領事の報告によると二〇万ポンドであった。しかし、これから先、事業を拡大していくにあたってこの額では不十分であるとの声が上がり、駐イスタンブル英国領事の報告にしたがうと資本金の額をそれまでの二倍、すなわち四〇万ポンドに増資することが取締役会によって提案された。これを受けて二月一二日にパリで開かれた株主総会は、増資を正式に承認した[92]。

ただし、これは、単に資本金が増えたという問題にとどまらず、それによって会社の株主構成にも大きな変化が生じることになる。駐イスタンブル英国総領事の報告は、このあたりの事情について「（トンベキ専売会社の当初の）二〇万ポンドの資本金のうち、五分の一はペルシア帝国タバコ専売会社によって保有されていた。しかし、今やその大部分はフランス人の手に渡っている。若干はトルコ人も保有し、残りは英国人である。」と記すが、これから、増資にともなってトンベキ専売会社がペルシア帝国タバコ専売会社の傘下から脱し、フランス系資本の企業に全面的に改組されたと見てとることができる[93]。

イスタンブルで発行されていた一八九二年三月三日付けのフランス語新聞『近東報知新聞』*Le Moniteur Oriental* 紙は、トンベキ専売会社について「最近解散し、まったく異なった管理の下にあったペルシア帝国タバコ専

売会社とはいかなる関係も持っていない」と記している。これから明らかなように、トンベキ専売会社はイランにおいてペルシア帝国タバコ専売会社の廃止が決まっていくなか、それとは一線を画する組織に会社を改組してイランからトンベキを輸入し、それをオスマン帝国内で専売していく体制をつくりあげていこうとしたのである。[94]

トンベキ専売会社が実際に営業を開始する時期は、ペルシア語の新聞『アフタル』紙に転載されたトンベキの輸入専売に関わる協定書によると、一八九二年一〇月四日からとされていた。しかし、一八九二年三月からはじまるイランでのペルシア帝国タバコ専売会社とカージャール朝政府との間のタバコ利権廃棄交渉が進む過程で、オスマン帝国におけるトンベキ専売会社の営業開始の時期は当初の予定より六ヶ月早められ、四月四日からに変えられることになった。この変更にかんする交渉は、トンベキ専売会社の総支配人であるゾゲブとオスマン帝国政府との間でなされ、三月三日に協定書が交わされ、三月一一日にはアブデュルハミト二世の勅令が出され、四月四日からの営業開始が正式に決められた。[95]

ペルシア帝国タバコ専売会社とカージャール朝との間のタバコ利権廃棄交渉では四月三日をもってイランにおけるタバコ利権を廃棄することが合意されていた。このイランにおける利権の失効に合わせて間をおかずに翌日の四月四日からトンベキをイランからオスマン帝国領内に輸入する体制をスタートさせ、独占的にイランの水タバコの専売ネットワークをオスマン帝国領内において確立していこうというのが、トンベキ輸入専売会社の意図だったのである。

5．トンベキ専売会社発足後のイスタンブルにおけるボイコット運動

1）専売制の開始

トンベキ専売会社の発足は四月四日からとされたが、『イスタンブル商業会議所新聞』、『サバフ』紙、『近東報知新聞』によると、本格的な営業開始に向けての準備は、それ以前の三月一二日頃に事業本部がバルタジュ・ハン Baltacı Han に開設されたことによってはじまっていた。正式な発足までの間に会社が急ぎやらなければならないことは、すでにイランからオスマン帝国領内に輸入されていたトンベキにかんして、それが卸売り商人の手元にどれだけ残っているのかを正確に把握し、それを踏まえて商人たちからすべてのトンベキを買い取り、会社の一

元的な管理体制下に置いて専売制を滞りなくスタートさせていくことであった。[96]

このため専売会社は、イランからの輸入に携わる卸売り商人たちにそれぞれ保有するトンベキの量を調べて四月四日までに会社に申告するよう命じた。ただし、実際に調査し、会社にそれを引き渡すまでにはかなりの時間がかかることも考慮し、四ヶ月の猶予期間が設けられた。売却手続きが済んだトンベキは、専売会社に所有権が移転したことを示すため鉛でもって梱に封印されることが決められた。[97] 四ヶ月を過ぎても専売会社への売却が終わらないトンベキは、密輸品とみなされ、会社によって強制的に没収されることが卸売り商人たちに通告された。[98]

こうした専売会社の懸命の努力もあって三月二五日頃から卸売り商人の手元にあったトンベキの大量の売却が行われはじめ、[99] 会社発足後の四月七日までにはその多くが専売会社に引き渡された。[100] イスタンブルのイラン人コミュニティの間で多くの読者を得ていた『アフタル』紙も、四月一二日付けの記事においてイランから輸入され、卸売り商人たちが保有するトンベキの大半が専売会社への売却を終わったと報じている。[101]

かくして、専売会社はそれまでイランからオスマン帝国への輸入貿易に従事していた卸売り商人たちからトンベキを一括して買い取ることによって四月四日以降、その流通を独占していく体制を整えた。さらに、これに次でオスマン帝国領内の町や村で店を構え、一般の消費者にトンベキを販売する小売商人たちに対して新たに許可証を発行し、それを持たない商人に対してはトンベキの売買を禁ずる旨が通達された。これによって専売会社は、オスマン帝国領内のトンベキの小売をめぐる交易ネットワークもその傘下に収めていこうとしたのである。

『サバフ』紙によると、会社が正式に発足した四月四日にイスタンブルの小売店主を呼んで専売会社の下でこれまで通りトンベキの販売を続けるかどうかの意志を確認し、希望する者には会社に願いを出させ、これにもとづいて許可証が出された。[102] 会社の傘下に入ってトンベキを販売していく小売店主に対しては、専売会社から小売価格の一五%が売り上げ手数料として支払われることになった。[103]

ちなみに、トンベキの小売価格は、卸売価格と同様、原則としてその時々の変動する市場の状況に応じた価格で小売商から一般の消費者、すなわち水タバコを喫煙する者に販売されることになっていた。ただ、トンベキ専

売会社とオスマン帝国との間で利権付与の交渉が行われている過程で政府部内でトンベキの小売価格に上限を設けることが政策的に必要だとの声が上がり、最終的に専売協定にはそれが盛り込まれた。すでに紹介した一八九一年一一月に設置された特別委員会において小売の上限価格についての議論がなされ、一二月四日に結ばれた協定書第一二条に以下の表のように産地、等級ごとに上限価格が定められた。下限価格についてはとくに定められなかったが、上限を設けることによってトンベキの消費者価格がむやみに高騰するのを防ごうとするオスマン帝国政府の価格政策をこれから読みとることができる。

なお、表に示されている価格はキログラムあたりのもので単位はクルシュである。括弧で囲んだ数字は協定書が締結される以前に開かれた特別委員会において財務大臣が出した上限価格案である。総じて最終の上限価格よりも一クルシュほど低めに設定されていることに注意しておきたい[104]。

この表に示された上限価格が、どこまで実効性のあるものであったかは不明である。ただ、価格を示す数字はともかくとしてこの表は、オスマン帝国領内に輸入され、消費されるトンベキが産地、等級ごとにどれくらいのシェアを市場で占めていたのか、それを知ることができるという点で貴重である[105]。

これによると、オスマン帝国の市場においてイスファハーン産トンベキのシェアは、カーシャーン、シーラーズ、ヒジャーズ産のそれを断然、引き離し、圧倒していたことが分かる。質においてシーラーズのトンベキに劣るとはいえ、イスファハーンのそれがオスマン帝国の市場で占める割合は、等級の一等、二等を合わせると実に

付表Ⅲ

		キロあたり	割合
イスファハーン	一等	28(27)	12%
	二等	26(25)	50
カーシャーン	一等	26(25)	2
	二等	24(23)	12
シーラーズ	一等	38(37)	1
	二等	28(23)	2
ヒジャーズ	一等	24(23)	1
	二等	22(21)	2
	三等	20(20)	15
合　計			(100)
平　均		25.17	

六二％にも上る。これは、トンベキという商品をめぐってイスファハーンとオスマン帝国の市場、とくにその最大の消費市場であるイスタンブルがきわめて緊密な交易ネットワークによって結ばれていたことを示すものといえ、このことは以下において述べるボイコット運動においてイスタンブルおよびイスファハーンの両都市を相互に連動させていくことになる。

2）イスタンブルにおけるタバコ・ボイコット運動

すでに引用した四月一二日付けの『アフタル』紙によると、卸売り商人の手元に残されていたトンベキの専売会社に対する売却は滞りなく行われ、その大半は会社の所有に帰した。これによるかぎりオスマン帝国におけるトンベキの輸入専売制度は順調なスタートを切ったようにみえる。しかし、二週間後の四月二六日付けの同じ『アフタル』紙は、四月一二日付けの報道とは違ってイスタンブルでトンベキの卸売り、小売に従事するイラン商人たちが店を閉め、ヴァーリデ・ハンの中庭にあるモスクに集まってそこに寝泊まりしながら、輸入専売制に反対して抗議行動を起こしていると報じる。[106]

この動きが何時から始まったのか、四月二六日付けの『アフタル』紙には記されていない。しかし、総理府文書局所蔵史料によると、まだ専売会社が正式に営業を開始していない四月初頭からすでにそれは始まっていたとみるのが妥当である。店を閉めて抗議する、いわゆるバスト（bast）のかたちをとってトンベキの輸入専売利権の廃棄を求めたという点でこの抗議運動は、すでに述べた一月初旬のヴァーリデ・ハンにおける抗議集会にくらべると継続的、かつ組織的であった。またバストというより先鋭的な抵抗のかたちをとったという意味でボイコット運動と呼ぶべきものであったということができる。こうした事態を深刻に受け止め、『アフタル』紙の報道によってさらに抗議行動が広がっていくことを恐れたオスマン帝国は、『アフタル』紙に一五日間の停刊を命じ、抗議運動の鎮静化をはかっていこうとした。

しかしながら、こうしたオスマン帝国政府の強硬措置にもかかわらず、イランの商人たちは、その後約三ヶ月半以上にわたってイスタンブルにおいてボイコット運動を続けていくことになる。ただし、この間の動きをペルシア語史料にもとづいて明らかにしていくことはできない。『アフタル』紙が停刊に追い込まれ、それが復刊される五月二五日まで約一ヶ月にわたって報道を欠くから

である。[107]

しかし、幸いなことに総理府文書局所蔵のオスマン語史料のなかに『アフタル』紙停刊中の五月に起きたボイコット運動に関して四件の文書史料を見出すことができる。以下においてはこれを紹介しながらイスタンブルにおいてイランのタバコ商人たちが起こした抗議運動がいかなるものであったのかを見ていくことにしたい。

第一の史料は、ユルドゥズ・サライ書記官局の書記官テヴフィークの署名がある一八九二年五月七日付けの公安警察に宛てたアブデュルハミト二世の勅令（イラーデ）である。これにはヴァーリデ・ハンにおけるイラン商人たちの抗議集会の動きが次のように記されている。

トンベキ専売会社に反対するイランの大アーホンドの一人で、ティフリスに住んでいる者がいた。ラマザーン月のはじめに怪しからんことを煽ろうとイスタンブルにやって来た。現在、ヴァーリデ・ハンの中にあるタブリーズ出身のハーッジー・モハンマド・タキーの部屋に身を寄せるイラン出身のウラマー＝ハーッジー・ミールザー・モハンマド・アリーという名の者がそれである。彼は、今回、トンベキ専売会社が設立されたのを機にイスタンブルにいるイランの無知蒙昧の輩を専売会社とオスマン帝国政府に反対してけしかけようと不穏な行為をはじめ、実際、人びとを煽ろうとしている。今夜、十二イマーム・シーア派にもとづいて人びとに誓いを立てさせ、イスタンブルで専売会社、オスマン帝国政府に対して暴動を起こすべく、数百人以上のイラン人に悲歌の朗吟をおこなわせ、説教、説諭をおこなうという口実のもとにヴァーリデ・ハンのなかにあるモスク（ジャーミー）に集めて聞かせようとしている。このためこうした状態が両国家のあいだにある良好な関係をそこなわないようなかたちで行われる方策をさぐり、それにもとづいて公安警察に素早く命令を伝えることが必要である。このためイラーデが出された。[108]

この史料から帝政ロシア領ザカフカス地方の首邑ティフリスに住み、そのイラン人コミュニティのなかで強い影響力をもつウラマーが、イスタンブルにやって来てヴァーリデ・ハンにあるタブリーズ出身の商人の部屋に身を寄せてモスクで説教を行い、商人たちをボイコット運

動に駆りたてようとする動きを窺うことができる。イラン産のトンベキは、タブリーズ＝トラブゾン・ルートのみならずザカフカス・ルートを通じてもオスマン帝国領内、イスタンブルに向けて輸出されていた。しかし、トンベキ専売会社が輸入利権を獲得したことによってこのルートでトンベキ貿易に携わっていた商人は、オスマン帝国領内にそれを輸出することができなくなった。ティフリスに住むウラマーはこれによってトンベキの流通ネットワークを断たれることになった商人たちの不満を代弁してティフリスからイスタンブルに乗り込み、ヴァーリデ・ハンにおいてトンベキ専売会社の輸入独占が不当であるという説教を行いながら商人たちを反対運動へと駆りたてたのである。

第二の史料は、ユルドゥズ・サライ書記官局長ソライヤーの署名がある五月一〇日付けのアブデュルハミト二世の勅令にもとづく通達書（マズバタ）を含むいくつかの文書である。これはトンベキ専売会社の設立によって仕事を奪われたイラン商人がその窮状をアブデュルハミト二世に訴える電報・請願書を含み、これからバストという実力行使に訴えてイラン商人がボイコット運動を起こしていた状況を押さえることができる。電報と請願書の差出人は、イスタンブルに在住するアブドゥル・ラフマーン、ハーッジー・セイイェド、モハンマド・ハサン、ハーッジー・ホセインという名の四人の商人である。電報の発信地はイスタンブルのアジア側にあるカルタルである。[109]

これによると、トンベキ専売会社がつくられる以前においてイスタンブルには、妻子も含めると二〇、〇〇〇人を越えるイラン商人たちがトンベキの輸入貿易、小売りに携わっていた。しかし、四月四日にトンベキ専売会社が営業を開始するようになると、同じ仕事を続けたいと思う者は、新たに専売会社と契約を結んで会社の傘下に入り、商売をしていかざるをえなくなる。『アフタル』紙は、こうした商人の例としてアゼルバイジャンの都市サルマース出身のハビーブという商人の名を挙げている。彼は専売会社の下で年間一〇〇万キログラムにも上るトンベキをイランから輸入し、それをイスタンブルとその近郊で売り捌いていたという。イランからオスマン帝国に輸入されるトンベキの総量はすでに述べたように、平均して年間四〇〇万キログラム程度で前後していたから、これから判断すると、ハビーブというイスタンブル在住のイラン商人は、専売会社の傘の下にあるとは

いえ、イランからオスマン帝国に輸入されるトンベキのうちの約四分の一を取り扱う大商人であったことが分かる。[110]

しかし、このハビーブという名の大商人もウラマーから轟々たる批判にさらされて、ついにトンベキ専売会社との契約を破棄して輸入貿易から手を引くことになる。また、これとは別に最初からトンベキ専売会社の傘の下に入ることを潔しとせず、結果としてトンベキの売買、取引をすることができず、仕事を失うイラン商人の数も激増した。これによって生じた窮状をアブデュルハミト二世に上訴したのが、五月一〇日付けで発信された四人のイラン商人の連名による電報・請願書である。

これによると、イスタンブルのイラン商人たちはトンベキ専売会社の輸入独占に抗議して五月一〇日から溯ること四〇日前、すなわち四月初頭から店を閉め、バストを続けていた。すでに紹介したイスタンブルで発刊されていたオスマン語の新聞『サバフ』紙や四月一二日付けの『アフタル』紙は、トンベキ専売会社が営業を開始する四月四日までに卸売り商人たちのもとにあったトンベキの大半の買い取りを済ませ、輸入専売制を順調にスタートさせたかのような書き方をしている。しかし、実際

にはイスタンブルにおいて専売会社が営業を開始する以前の四月初頭からイランの商人たちによるボイコット運動はバストのかたちをとって始められていたのである。[111]

第三の史料は、トンベキ専売会社の輸入独占を不当とする帝政ロシアのオスマン帝国に対する抗議について伝える五月二六日付けの総理府文書局所蔵史料である。ザカフカス・ルートを通じてイランからオスマン帝国に向けて輸出されるトンベキの中継貿易で利を得ていた帝政ロシアは、トンベキ専売会社の設立によってその交易ネットワークの一端がオスマン帝国領内において失われることに強い危機感をもった。このため、帝政ロシアは、キュチュク・カイナルジャ条約以来、オスマン帝国と結んだ通商条約には両国間のトンベキを含むタバコの輸出・輸入にかんしてとくに禁止条項が定められているわけではないことを根拠に、トンベキ専売会社の輸入独占にかんする協定は、帝政ロシアおよびその臣民には適用されず、これまで通りザカフカス等の帝政ロシア領内からオスマン帝国にトンベキを自由に輸出できると主張した。このような帝政ロシアの異議申し立てに力を得て、イラン商人、とくに帝政ロシアのプロテジェを受けている商人は、ザカフカス・ルートからオスマン帝国に向け

てトンベキの輸出を続けたのみならず、オスマン帝国領内、イスタンブルでもその輸入を続け、トンベキ専売会社の輸入独占の交易ネットワークに風穴を開けていこうとしたのである。[112]

五月二六日付けの史料には専売会社が営業を開始した後もイスタンブルにおいて手元にあるトンベキを専売会社に売却することを拒み、以前と同様、商売を続ける二人のイラン商人を自国のプロテジェを受けていることを理由に帝政ロシアが庇護し、専売会社、オスマン帝国の警告を無視してトンベキの売買を続けさせたことが伝えられている。トンベキの専売協定は、オスマン帝国とイランとの二国間だけに適用されるべきものであり、帝政ロシアはこれに縛られない。ザカフカス・ルートを中継地として帝政ロシア臣民ないしはそのプロテジェを受けているイラン商人がオスマン帝国領内に持ち込むトンベキは、専売会社の輸入専売の埒外にあり、自由にオスマン帝国領内に輸入できるというのが帝政ロシアの主張であったのである。

これに対してオスマン帝国は、イラン産のトンベキは帝政ロシア領内から中継貿易のかたちで持ち込まれたものでも原則、輸入は禁止するという方針で帝政ロシアと交渉し、合意を取り付けようとした。ただし、帝政ロシアが最後まで輸入に固執する場合は、高関税を課することによって輸入をできるかぎり抑えていくという別の策もオスマン帝国は用意していた。従来の通商条約ではザカフカス等の帝政ロシア領内からオスマン帝国に入ってくるトンベキに対しては八％の輸入関税だけしか課されなかった。これに対して専売会社の発足後は、帝政ロシア領内から持ち込まれるトンベキに対しては新たに一〇〇キログラム当たり二二四・五クルシュ、税率にして七五％にも達する高い関税を課し、これによって可能な限り、輸入を抑えていくというのオスマン帝国の考えであったのである。[113]

しかし、この交渉は結局、決着がつかず、七月になってもなお帝政ロシアのプロテジェを受けているイラン商人のなかには専売会社を無視してトンベキをオスマン帝国領内に輸入し、それをイスタンブル在住のイラン商人に卸し続ける者が少なからずいた。これに業を煮やした専売会社は、強権を発動して不法に輸入、売買されるトンベキを押収しようとした。七月二一日付けのユルドゥズ・サライ書記官局長ソライヤーの署名があるアブデュルハミト二世の勅令のなかに見られる次のような言及は

その例である。

トンベキ専売会社に反対して公然とトンベキを売る帝政ロシア臣民のアリー・アクバルからイラン人ハリールが昨日買ったトンベキを専売会社の職員が押収し、それを戻そうとしないことに抗議して多くの人たちが集まるのが見られたが、群衆は追い払われた。しかし、帝政ロシア臣民たちは以上のように堂々とトンベキを売りつづけるということをやっている。[114]

以上四つの史料によるかぎり、トンベキ専売会社の輸入独占に抗議するイスタンブルにおけるイラン商人のボイコット運動は、四月初頭から七月中旬頃まで三ヶ月半以上にわたって続いていたことになる。しかし、それはイランにおけるタバコ・ボイコット運動の時とは違って、利権廃棄という確たる成果を得ることもなく、終息に向かっていったと見なければならない。これには鈴木均が指摘するように、トンベキ専売会社の輸入専売利権に対して強い調子で反対の論陣を張ってきた『アフタル』紙の変節ともいえる論調の変化も大きく影響していた。次の六月二一日付けの記事がそれである。

悲しむべきことは、イロハの区別もつかない何人かの粗野な人々が、彼らの根も葉もない言葉にだまされて三ヶ月間も自らの店を閉め、彼らの家屋を彼ら自身の手で破壊したということである。理性的な国民は彼らに忠告して欲しい。すなわち「同じ都に住む皆さん、このような扇動的な人士のごまかしを真に受けて、自らに対して無駄なことをなさるな」と。このことは国家の正式な事業なのであり、店を閉めたり隅の方に坐ることによってはどうにもなるものではない。[115]

これから読み取れることは、イスタンブル在住イラン人コミュニティのなかでボイコット運動を続けることに疑問を呈する動きが出はじめてきたということである。ボイコット運動が起こされてから三ヶ月も経つと、専売会社に対していたずらに異議申し立てするのは、イランの商人にとって必ずしも得策ではない。むしろトンベキの卸売り、小売りに従事する商人は、専売会社の独占的な流通ネットワークの中に入りこみ、そのなかで生きて

いく途を探るべきだという考え方も出てきていた。こうした変化が現れることによってイスタンブルのボイコット運動は、次第に勢いを失っていったのである。

抗議の動きがいつ終息したのか、その時期を明言することは難しいが、一八九二年九月二六日、カージャール朝政府がトンベキの輸入独占問題をめぐってオスマン帝国に対して行っていた抗議を取り下げ、イランからの輸出を認可する協定をトンベキ専売会社と結んだ頃にはイスタンブルにおけるボイコット運動は、ほぼ沈静化していたと見ることができる。

この協定は、専売会社が利権料を一八九二年四月四日にまでさかのぼって二五年間カージャール朝に支払うことを内容とするものであった。ただし、専売会社がこの協定によってトンベキをイランから輸出する独占権をカージャール朝政府から与えられたわけではないということも留意しておかなければならない。協定の第一条には「会社（Société du Tombac）はトンベキをイランで買うために、同じ価格であってもまずイランの商人を優先させる。会社の買い入れは、イランのムスリム国民によってなされる。しかし、会社は自身の安全のために、この仕事を調査すべく会社の方からよいと思われる人物を自由に決める。」と規定されている。これによると、専売会社はイランにおいてトンベキを買い付け、オスマン帝国に輸出する際にはカージャール朝の国籍を有する、しかるべきムスリム商人を会社の代理人に立てて行わなければならないという枷がはめられていたのである。[116]

イランからのトンベキの輸出は、オスマン帝国への輸入と違って専売会社の独占的な権利では決してなかった。しかしながら、専売会社はカージャール朝政府からトンベキを輸出する権利を晴れて認められることによって、オスマン帝国領内へのトンベキの輸入を容易に行うことができるようになったのである。

6．イスファハーンにおけるボイコット運動の余燼

1）商人による輸出会社の設立

カージャール朝とオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社との間で輸出協定が結ばれることによってイスタンブルにおけるボイコット運動は、九月下旬には沈静化した。しかし、それと入れ替わるかたちで、新たにイランにおけるトンベキの最大の産地であり、それをイスタンブルの市場に供給する流通の拠点でもあったイスファハーン

で別な動きが出てくる。

協定が発効すると、トンベキ輸入専売会社は、イランから輸入されるトンベキのオスマン帝国領内における流通を独占するだけにとどまらず、直接、イランに進出して現地の代理人を使いながらトンベキの買い付けを行い、イラン国内でのトンベキの流通においてイスファハーンの商人と激しく競合するようになった。これに危機感を抱く地元の商人は、トンベキの買い付け、輸出を行う会社を共同で立ち上げ、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社に対抗していこうとした。会社設立の目的は、イラン国内におけるトンベキの買い付けからオスマン帝国の輸入専売会社をできるかぎり排除していくことにあった。これを通じてイスファハーンの商人は、イラン国内における流通を自分たちの手に取り戻し、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社に抵抗していこうとしたのである。

このような動きの引き金になったのは、トンベキを栽培する農民の地元の商人に対する不満であった。一八九二年九月一五日付けのイスファハーン駐在のイギリス領事プリースJ. R. Preeceの報告によると、この年のトンベキの作柄は、平年の二倍にも上り、豊作であった。しかし、トンベキを農民が売却する段になると、商人たちはその買い取りを渋り、また、毎年恒例になっていた農民に対してなされる前貸し金の貸与を商人は拒んだ。これに困った農民は、事態の改善を求めて町の中心にある「王の広場」に面して建つイスファハーン最大のモスク＝マスジェデ・シャーに集まり、窮状を町の有力なウラマーであるアーガー・ナジャフィーとその弟のシェイフ・モハンマド・アリーに訴え出た(117)。

この直訴は、カージャール朝の外交文書によると、上記二人のウラマーだけにとどまらず、当時、イスファハーン州の知事を務めていたゼッロル・ソルターンに対しても行われた。その訴えの内容とそれに対する商人の対応についてペルシア語文書は次のように記している。

トンベキを栽培する農民が、ゼッロル・ソルターン猊下に「私どもが所有するトンベキの量はすべて合わせると山のようにだぶついています。買い手もつかない状況にあります。しかし、それにもかかわらず税を国庫に納めなければなりません。」と訴え出た。猊下は商人たちを呼び出し、トンベキを農民から買い上げるよう命じた。これに対して商人は、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社がイスタンブルにお

いてイスファハーン産のトンベキの卸売りを独占しております。私どもがタブリーズ、ポートサイド、ブーシェル、トラブゾンに送ったトンベキは残ったままで、在庫品を買おうとする者は誰もおりません。これ以上、トンベキを買うと、商人たちは皆、損失をこうむることになります。」と言上した。[118]

これに示されるように、当初、イスファハーンの商人は前年度に収穫され、オスマン帝国に輸出される予定になっている分がいまだ売れずに残っていることを理由に、農民からトンベキを買い取ろうとしなかった。しかし、二人のウラマーと州知事ゼッロル・ソルターンの説得によって商人たちは次第に態度を軟化させ、最終的に今後二年間トンベキを農民が栽培しないということを条件に前年度の買い取り価格である一マンあたり六〇シャーヒーの約四割に相当する二五シャーヒーで一八九二年に栽培されたトンベキを商人が買い上げることになった。[119]

しかし、この件はこれで落着せず、商人たちは損失をできるだけ少なくし、可能なかぎり利益を上げるためにイスファハーン地方で栽培され、買い付けたトンベキを自らの手で輸出先であるオスマン帝国の国境まで独占的に搬送し、流通させるための会社を共同でつくっていくことに向っていった。オスマン帝国においてトンベキ輸入専売会社が営業を開始するようになってから、イランの商人はオスマン帝国領内でのトンベキの売買から締め出された結果、輸出用にすでに買い付けていたトンベキの多くが滞貨の状態で売れ残り、前述のように農民からトンベキを買い取ることを拒否するという事態も生れていた。これを改善していくためには、せめてイラン国内においてトンベキの流通からオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社を排除し、地元の商人の手にトンベキ売買の主導権を取り戻すことが必要だと商人は考えたのである。

こうした思いからトンベキを農民から独占的に買い上げ、それをオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社に売り渡す、輸出の窓口となる会社が一年以上の準備期間を経てつくられていくことになる。新たに設立される会社がめざしたのは、栽培・収穫されたトンベキを農民がこの会社以外に売らないようにし、またオスマン帝国から輸入専売会社の職員がトンベキ買い付けのためにイランにやって来てもこの会社を通じてしか買えないようにして実質的にトンベキの国内での流通をイランの商人が独占していくことにあった。

この会社は、カージャール朝の外交文書によると、ヒジュラ暦一三一一年ラジャブ月、すなわち一八九四年一月八日から二月六日の間に設立された。その代表には当時、イスファハーンの商人のなかでマレコル・トッジャール（「商人の長」の意）の地位にあったハーッジー・アガー・モハンマドが選ばれた。また、出資者（シャリーク）のなかには商人だけでなく、ウラマーのアーガー・ナジャフィー、イスファハーン州知事のゼッロル・ソルターン等の有力者も名を連ねていた。これから、新たにつくられた会社がイスファハーンという地域社会の総意を挙げてつくられた会社であったことが分かる。[120]

この会社は、イラン国内におけるトンベキの買い付け、輸出の独占をめざしていたが、法的にはカージャール朝から利権のかたちで独占権を得ていたわけでなく、原則はイランに進出して商業活動を行う他の外国系の会社、商会、すなわちオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社、イギリスのツィーグラー商会、オランダのホッツ商会などとまったく同じ条件の下でトンベキの売買、取引をする会社にすぎなかった。しかし、会社は、農民から買い上げたトンベキを商人たちが国外に向けて搬出する場合、それを行う商人に対して会社の経営責任者であるマレコル・トッジャールに必ず申告するよう義務づけ、これを通じて輸出の窓口を会社に一本化し、実質的にトンベキ流通の独占をはかっていこうとした。このことは、イスファハーン州知事のゼッロル・ソルターンからイスファハーンの税関長ミールザー・ナスロッラー・ハーンに宛てた次の通達によく示されている。

> イスファハーンから運ばれるトンベキ（タンバーク）は、会社に通知してから運ばなければならず、会社の経営責任者であるハーッジー・アガー・モハンマド・マレコル・トッジャールにトンベキがイスファハーンから運ばれるということをあらかじめ言っておかなければいけないことになっている。ハーッジー・マレクに通知せずに決して運んではならない。[121]

また、商人だけでなく農民に対しても会社は、許可なくトンベキを栽培することができないようにし、さらに収穫したトンベキを会社以外のところに勝手に売ることも禁じてイスファハーンにおけるトンベキの生産と流通の独占をはかっていこうとした。このことは、岡崎正孝

が紹介したイギリスの外務省文書からうかがうことができる。これによると、一八九四年一月一三日にイスファハーン州知事のゼッロル・ソルターンと市長のロクノル・モルクは、連名でマールビーン地区のキャラン村でキャドホダー（村長）を務めていたハージー・モハンマド・サーデクなる人物にトンベキを会社以外の者に売らないこと、また会社の許可なく栽培しないよう命じている。これに対して村長は、知事と市長に宛ててそれに従う旨の誓約書を提出している。こうしたやり方に行政を後ろ楯にしてイラン国内におけるトンベキの生産と流通を厳しい統制下に置こうとする会社の強い決意を読み取ることができる。[122]

2）トンベキ輸入専売会社の抗議

イスファハーンにおいて商人、ウラマー、州知事等の共同出資によって設立された会社は、法的にはカージャール朝政府から独占的なトンベキの輸出利権を付与された専売会社ではなかった。しかし、それにもかかわらず、この会社はイスタンブルからイスファハーンにやって来るトンベキ輸入専売会社とその下で働く現地代理人の買い付け、搬送をできるだけ阻止してイラン国内におけるトンベキの流通を独占していこうとした。この結果、オスマン帝国の輸入専売会社はイスファハーンにおいてトンベキの買い付けとそれを持ち出すことが思うようにできず、多大の損害を蒙ることになる。これを不当とするオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社は、総支配人ゾゲブの名で一八九四年九月四日、次のような抗議を駐イスタンブル・イラン大使ナーゼム・オッドウレに対して行い、カージャール朝政府に対して善処を申し入れた。その内容は、イスファハーンからペルシア湾の港を使ってバグダード経由でオスマン帝国各地に送られるはずになっていたトンベキが、港の役人の邪魔立てによって到着が遅延していることを非難するものであった。

入手した知らせによりますと、（ペルシア湾の港である）バンダル・レンゲとバンダル・アッバースからのわが社のトンベキの積み出しが、その地を治める支配者、役人たちの思いもよらぬ妨害によって多くの厄介な問題に直面しております。先の四月二六日に送りました通知によりますと、バグダードまで運び、七月二七日以前にオスマン帝国領内に到着しなければならない全部で二千梱のトンベキは、わが

社の職員に対して向けられた引き延ばしと妨害によって前述の二つの港において時間通り運び出されておりません。今はカージャール朝政府と弊社が結んだ協定に違反する以上のようなトラブルがあるということを詳しく貴殿に申し上げるつもりはありませんが、貴殿にお願いしたいことは、この状態を一刻も早く解決すべくカージャール朝政府に対して必要な措置をとっていただきたいということであります。[123]

同様の抗議は、イランに入り込んで地元の商人およびオスマン帝国の非ムスリム商人と競争しながら輸出入貿易を行っていた数少ないヨーロッパの商会であったイギリスのツィーグラー商会、オランダのホッツ商会によってもされている。この二つの商社が扱う商品は、トンベキだけに特化していたわけではなかった。とくにツィーグラー商会が力を入れ、主要な輸出品として扱っていたのは絨毯である。しかし、イスファハーンの商人が共同でトンベキの輸出会社を立ち上げると、その搬出をしばしば妨害され、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社と同様にイランから商品を国外に持ち出すのに支障を来すようになっていた。このため、二つのヨーロッパ系商会は、一八九四年一〇月、イスファハーン州知事ゼッロル・ソルターンに次のような書状を送り、これまで通り商品の買い付けと搬送が保証されるよう申し入れを行った。

弊社は、いかなる時もイスファハーン、その他の地域からあらゆる商品、すなわちアヘン、トンベキ、絨毯、トラガカントガム、アーモンドの種、その他の商品を運び出すことに努めてまいりましたが、これまでは誰も私どもを妨げようとすることもなく搬出ができておりました。とくにホッツ兄弟商会の代理人は、少し前にトンベキを搬出いたしましたが、誰からも阻止されず、運ぶことができました。商業活動と私どもがすべての商品を売買することができるのは、偉大にして栄光あるイスファハーン州政庁のご支援とお力添えにかかっております。[124]

このような抗議、申し入れがされたにもかかわらず、イスファハーンの商人が共同で設立した会社は、あくまでもトンベキを独占的に買い付け、会社を唯一の窓口にして輸出用のトンベキをツィーグラー商会、ホッツ商会

のみならず、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社に自分たちが設定する価格で独占的に売り渡す流通体制をつくり上げていこうとした。こうしたやり方は、すでに一八九二年九月二六日にカージャール朝とオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社との間で結ばれた、イランからオスマン帝国に輸出されるトンベキは自由に買い付け、輸出できるという趣旨の協定に違反するものであった。これを会社は詰問され、非難されたが、これに対して会社はまったく意に介さず、むしろ自分たちの行為を正当化し、自分たちがやっていることは「政府の介入も、梃子入れもない専売であり、国が口を出すことは不可能である。」と言って憚らなかった。ここに法的には決してカージャール朝から認められた専売権ではないが、自らの手でそれに等しい体制をイラン国内につくり、これを通じてオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社がはりめぐらす広域的な流通網を排除し、抵抗しようとするイスファハーン商人の断固たる意欲を見てとることができる。[125]

イスファハーンの商人によって設立された会社は、オスマン帝国の輸入専売会社をイラン国内の市場から排除する目的でつくられたものであった。しかし、このような思いにもかかわらず、商人たちの足並みは必ずしも揃わず、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社にひそか会社を通さずにトンベキを売り渡す者も出てくるようになる。次のガッファールという名の商人の例は、このあたりの事情をよく示している。

その頃、会社に出資していたハーッジー・アブドル・ガッファールなる名の商人がイスファハーンにおいてトンベキの買い付けを行っていた。（他の）商人たちは、彼がオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社のために買付を行っているとは露知らず、彼と取引の交渉を行っていた。しかし、商人たちとの取引が終わった後、アブドル・ガッファールは、自分はオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社のために買い付けをおこなっているのだと打ち明けた。それを聞いた商人たちはすぐにイスタンブルに電報を打ち、トンベキの搬出を阻止しようとした。[126]

このように一部の商人が会社を通さずに抜け駆けを行うことによって、当初意図したようなトンベキの流通を会社は独占していくことができなくなるようになる。さらに、カージャール朝政府の方でも度重なるオスマン帝

国のトンベキ輸入専売会社からの抗議を受けて会社の独占化に歯止めをかけていった。この結果、一八九五年四月二五日、カージャール朝政府は、イランからオスマン帝国に輸出されるトンベキの件について改めてオスマン帝国の輸入専売会社と協定を結び直した。これは全部で九条からなるが、二年半ほど前の一八九二年九月二六日に締結された輸出協定の補則という性格をもつものであった。

新旧の協定で大きく異なる点は、輸入専売会社に代わってトンベキを買い付け、輸出するイラン側の代理人にかかわる部分である。旧協定では「イランのムスリム商人を優先的に代理人とする。」と定めていた。しかし、新協定では「オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社は、トンベキを自らの代理人を通して買いつける権利を有する。」と改め、代理人はムスリム、非ムスリムを問わず、またイラン人であろうとオスマン帝国の臣民であろうと、国籍に関わりなく輸入専売会社が有利なかたちで独自の判断で選べるようになった。このように代理人の規定が緩和されることによって、オスマン帝国のトンベキ輸入専売会社は、以前とくらべ、はるかに自由にイランでトンベキを買い付け、それをオスマン帝国の領内に輸出することが可能になった。これによってイスファハーンの商人は、会社自体はその後も存続したものの、当初めざしたトンベキの買い付けと輸出を独占的に行うことができなくなっていったのである。(127)

おわりに

一八九五年四月二五日に新たにトンベキ輸出協定が結ばれたことによってイランにおけるトンベキの買い付けからオスマン帝国の輸入専売会社を排除し、イランからオスマン帝国へと延びるその交易ネットワークを遮断しようとするイスファハーン商人の試み、抵抗の動きは次第に勢いを失っていった。しかし、その後においても商人が設立した会社とオスマン帝国の輸入専売会社との間の競合、軋轢は、なおしばらくの間続いた。オスマン帝国の輸入専売会社は、新しい協定にもとづいてイランにおける会社の代理人としてイランのムスリム商人でなく、パートナーとして仕事がやりやすいエリアスという名の非ムスリムのユダヤ商人を選び、トンベキを買い付け、オスマン帝国に輸出していく体制を強化していった。エリアスが農民に対して提示する買い取り価格は、地元のイスファハーン商人のそれと比べると高く、このため農

民は自分たちが栽培・収穫したトンベキを好んでエリアスに売却したのでイスファハーンの商人は苦戦を強いられた。[128]

もっとも、オスマン帝国の輸入専売会社によるトンベキの買い付けは、つねに順調に進んだわけではなかった。一八九七年に農民のなかには収穫してから時間が経過し、古くなって商品価値の下がってしまったトンベキを強引にオスマン帝国の輸入専売会社に売却しようとする者も出てくる。これに対して代理人のエリアスは、断固、その買い取りを拒否した。これを不満とする農民は、アーガー・ナジャフィーの弟で兄と同様、イスファハーンでは有力なウラマーとして知られるシェイフ・モハンマド・アリーに直訴し、彼を通じて買い取るよう圧力をかけた。しかし、エリアスがこれを受け入れなかったのでオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社がイスファハーンに所有する倉庫を農民が襲撃し、それに隣接するトンベキの加工場で働く職人がサボタージュを行うという事態も生まれた。[129]

オスマン帝国の輸入専売会社は、以上のように一八九五年以降もトンベキの流通をめぐってイランの商人、農民との間で小競り合いをたびたび起こしていた。しかし、一九世紀末を迎えると、こうした問題もほとんど見られなくなる。これに代わって顕著になってくるのが、トンベキをオスマン帝国の輸入専売会社を通さず、ひそかにオスマン帝国領内に持ち込んで売買する密輸の横行である。これは、オスマン帝国領内におけるトンベキの売買、取引から締め出され、また、イラン国内においてもオスマン帝国の輸入専売会社の進出に晒されたイランの商人が止むにやまれぬ状況のなかで取った抵抗の一つのかたちであったと考えることができる。[130]

一八九二年一月から九月にかけてイスタンブルで起こされたボイコット運動、これに続いて同年九月から一八九五年四月頃までイスファハーンで起こされた同様の動きは、いずれも一八九二年四月からオスマン帝国で営業を開始したトンベキ輸入専売会社に対するイランの商人による異議申し立てという点で共通し、相互に連関した動きとしてとらえることができる。イランにおけるトンベキの最大の生産地であるイスファハーン、そしてその最大の輸出先・消費地であるオスマン帝国の首都イスタンブルをそれぞれ活動の拠点とするイランの商人たちにとって、オスマン帝国内にトンベキ輸入専売会社が設立

されたことは、長年にわたって培ってきた自らの交易ネットワークを奪われることに他ならなかった。これに焦燥感を募らす商人たちによって起こされたのが、イスタンブルおよびイスファハーンにおけるボイコット運動であったということができる。

これまでタバコ・ボイコット運動については、一八九一年四月から翌年の三月にかけての時期にイラン国内で起こされたイギリス系のペルシア帝国タバコ専売会社に対するそれにもっぱら関心が向けられ、その結果として実現したタバコ利権の廃棄を肯定的にとらえ、それをイラン民族運動の政治的、経済的な勝利と位置づける見方が大勢を占めてきたように思われる。しかし、この小論では、イランにおいてタバコ・ボイコット運動が終息した後の一八九二年四月にオスマン帝国で新たに設立されたフランス系のトンベキ輸入専売会社に着目し、これに対する異義申し立てとしてイスタンブルおよびイスファハーンの両都市で相次いで起こされたタバコ・ボイコット運動について論じてきた。

イランの商人は、一八九二年四月はじめのイギリス系のペルシア帝国タバコ専売会社の廃止によって確かにイラン国内においてトンベキを自由に売買、取引することが再びできるようになった。タバコ・ボイコット運動は、これを実現させた原動力として高い評価を与えることができる。しかし、トンベキの流通をイラン一国だけに限定せず、イランからオスマン帝国のイスタンブルに延びる広域的、かつ国際的な交易ネットワークとしてのイスタンブル交易圏という枠のなかで改めて考え直してみると、イランのトンベキを扱う商人たちは、オスマン帝国にトンベキ輸入専売会社が設立されたことによってその市場から閉め出され、さらにイランの国内市場においてもオスマン帝国のトンベキ専売会社の進出に晒されるという状況に追い込まれた。

これに危機感を募らすイランの商人がオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社に対して起こしたのが、イスタンブルおよびイスファハーンにおけるボイコット運動であったということができる。しかし、この抵抗の動きをもってしてもイランの商人は、オスマン帝国におけるフランス系のトンベキ専売会社の独占・専売体制を跳ね返すことができず、こうした体制はそれが廃止される一九二三年のトルコ共和国成立の時期まで続いた。

イラン一国だけに限定せず、イランからイスタンブルにかけて延びる広域的なネットワーク、イスタンブル交

易圏という枠のなかでタバコ・ボイコット運動について考え直してみると、イランの商人は従来、主張されてきたようにその流通を完全に自分たちの手に取り戻すことができたとは言えない。アジア交易論的な立場からすると、イランにおけるタバコ利権の廃棄は民族運動の勝利と肯定的に評価することができる。しかし、ヨーロッパ資本主義が主導する一体化された世界経済、その環のなかに包摂されるようになったイランのタバコ生産と流通は、オスマン帝国のなかにつくられたフランス系のトンベキ輸入専売会社によってその流通ネットワークを制限されるという、乗り越えることのできない、弱さと限界をもっていたのである。

註

(62) タルボトからゾゲブに輸出利権が譲渡され専売会社が設立されていく経緯については、*DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1889–1891, *AP* 84 (1892) p. 15 にその概要が記されている。

(63) *DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1889–1891, *AP* 84 (1892) p. 15.

(64) *JCCC*, vol. 342 (一八九一年七月一八日), s. 338. ただし、ゾゲブがカージャール朝からトンベキの専売権を獲得した正確な時日について『イスタンブル商業会議所新聞』は記していないが、報道の年月日からして一八九一年の七月中のことであったと思われる。鈴木均、前掲論文、一七一—七二頁で紹介されている *Akhtar* 18-38 の付録記事では、ゾゲブがカージャール朝からイラン産トンベキのオスマン帝国を含む国外での専売権を認められたのは、ヒジュラ暦一三〇九年モハッラム月末、すなわち一八九一年九月五日頃だとしている。この『アフタル』の付録記事は、ゾゲブへの利権譲渡にかんして面白い内容を含むが、鈴木も指摘するように、この記事が書かれた日時等については史料的に問題があるので、ここでは『イスタンブル商業会議所新聞』の報道にしたがって一八九一年七月をゾゲブがカージャール朝からトンベキの国外での専売権を獲得した時としておくことにしたい。

(65) 資本金の額にかんしては、すでに引用した *DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1889–1891, *AP* 84 (1892) p. 15 には、二〇万ポンドと記されている。しかし、『イスタンブル商業会議所新聞』には、オスマン帝国の通貨単位に拠って資本金の額を二二万オスマン・リラとする。後述するオスマン帝国総理府文書局所蔵の *Irade1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) / *Y. A. Res. 56/64* に収められている財務大臣アフメト・ナーズィフの一八九一年一一月一七日付けの上申書にも同様に二二万オスマン・リラをトンベキ専売会社の資本金の額としている。このようにポンドとリラという

通貨の違いによって資本金額に食い違いがみられるが、会社設立時に発行された株数は、いずれも同じ一万株であった。

(66) *JCCC*, vol. 336（一八九一年六月六日）, s. 272 には、トンベキ専売会社の株主として名前を連ねる M. M. Auboyeau, R. Baudouy, C. Farnetti など幾人かのフランスの銀行家の名が列挙されている。

(67) *DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1889–1891, *AP* 84（1892）p. 16.

(68) *GASIO* vol. 3, Shomare-ye Sanad : 487, Mouzu' : Laghv-e Qarārdād-e Asli-ye Rejī, Tārikh : 1309 Ramazan 13, Karton : 21, Parāvande : 1/Alef, p. 353.

(69) *JCCC*, vol. 348, s. 416, 一八九一年八月二九日付けの記事にトンベキ専売会社（La Société de la Régie des Tumbekis persans）の事業本部開設申請の件が報じられている。『イスタンブル商業会議所新聞』にはフランス語版（*JCCC* と略記）とオスマ・トルコ語版 *Dersaadet Ticaret Odasi Gazetesi*（*DTOG* と略記）の二つがあるが、この件にかんしてはフランス語版にしか記事がない。

(70) *Y. A. Res. 56/64/Irade1309 / MM5449*（*Arz Tezkeresi*）によると、財務大臣から命じられて上申書を提出した内国関税局長イッゼト・アリーは、トンベキ専売会社の設立申請を「イラン領内でトンベキの消費と輸出の独占権を手に入れることに成功した外国の会社が、オスマン帝国領内でもトンベキの消費の独占権を手に入れようと圧力をかけている。」と記し、ペルシア帝国タバコ専売会社がイランでタバコの売買と輸出の独占権を手に入れただけで満足せず、さらにオスマン帝国でもイランからの輸入独占権を得てタバコの交易ネットワークを支配しようという野望を抱いていると厳しく批判している。

(71) 一一月一二日と一五日の両日に開かれた特別委員会の報告（マズバタ mazbata）は、総理府文書局所蔵の *Y. A. Res. 56/64* に収められている。総理府内に法務大臣を座長とする特別委委員会が設置されたことについては、*JCCC*, vol. 359, s. 548 の一八九一年一一月一四日付けの記事にも言及がある。

(72) この勅令は、*Irade 1309/MM5449*（*Arz Tezkeresi*）のなかに収められている。また、*JCCC*, vol. 363, s. 359 および *DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1889–1891, *AP* 84（1892）p. 15 にも勅令によってトンベキ専売会社に利権が認められたことが紹介されている。このトンベキ専売会社の設立を認める勅令がアブデュルハミト二世によって出されるのは一二月四日のことであるが、イスタンブルのイラン人コミュニティは、これよりも早い段階で総理府内に設けられた特別員会で審議された結果が報告書（マズバタ）としてまとめられ、それに基づいて勅令が出されるという情報をつかんでいた。このことは、ペルシア語の新聞 *Akhtar* 18–12, p. 91 と鈴木均「イスタンブル在住イラン人とタバコ・ボイコット運動」（『アジア・アフリカ言語文化研究』三二）、一六六頁に記されている。

(73) *Akhtar*, 18–15, p. 118.

(74) *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) 所収の一一月一二日に開催された特別委員会のマズバタ (mazbata).

(75) *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) 所収、一一月一七日付けの財務大臣アフメト・ナーズィフの上申書。

(76) 同上。また、一一月一二日開催の特別委員会のマズバタにも利権料についての言及がある。

(77) *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) に収められている一一月一二日開催の特別委員会のマズバタによると、独占税はオッカ（約一、三〇〇グラム）を単位として三〇パラ（金アクチェ）が課せられることになっていた。しかし、一一月一七日付けの財務大臣の上申書によると、課税の単位は一キログラムで額は四〇パラである。このように同じ *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) 所収の文書でも課税の単位、額において違いが見られるが、本論では *Akhtar*, 18–15, p. 118 に引用されているトンベキ専売協定の第三条の記述や駐イスタンブル英国領事の報告との整合性を考慮して独占税の課税単位を一キログラム、課税額を四〇パラ＝一クルシュに統一して記していくことにしたい。なお、『イスタンブル商業会議所新聞』は、*JCCC*、vol. 334, p. 243 (1891/5/23), vol. 328, p. 172 で見られるように貨幣単位をクルシュでなくピアストルで表記している。

(78) 一八六二年に結ばれた最初のトンベキ関税協定において合意された税率は、*GASIO*, Shomare-ye Sanad : 477, Mouzu' : Akadh-e Gomrok az Tanbākū-ye vārede be Khāk-e 'Othmāni, Tārīkh : 1278 Dhiqa'dah 18 (1862 May 17), Kārton : 9, Parāvande : 13/F, pp. 319–20 にイランからオスマン帝国領内に輸出されるトンベキは、一〇〇クルシュにつき七五クルシュの関税 (resm-e gomrok) が徴収されると記されていることから七五％であった。この税率はその後も変わらず、一八六五年のイランとオスマン帝国との間のトゥートゥーン（トゥトゥン）とタンバーク（トンベキ）の関税協定について記す *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 478, Mouzu' : Qarārdād-e Tūtūn va Tanbākū beyn-e Īrān va 'Othmāni, Tārīkh : 1282 Rajab 13（一八六五年一二月二日）、Kārton : 11, Parāvandeh : No, pp. 323–24 の第一条にも同様に七五％の輸入関税が徴収されることが規定されている。ただし、一八七五年になってオスマン帝国でトゥトゥンの専売制度が実施されると、それをイランから輸入することは禁止され、この結果、輸入関税はトンベキからのみ取られることになった。これについて記すのが *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 480, Mouzu' : Qarārnāme-ye Tanbākū va Nanak va Tūtūn, Tārīkh : 1292 Dhiqa'dah 21（1291 Kānūn 8、一八七五年一二月一八日）、Kārton : 21, Parāvandeh : Emtiyāzāt, pp. 329–30 に収められている「タンバークー、塩、トゥートゥーンにかんする協定書」の一条から三条である。

(79) 関税の改定交渉については、すでに一八九〇年一一月二二日の時点で『イスタンブル商業会議所新聞』(*JCCC*,

vol. 308, s. 570）に開催予告の記事がある。次いで一二月六日付けの *JCCC*, vol. 310, s. 594, *DTOG*, vol. 310, 1308・Rebiülahir 24, 1306・Teşrin-i sani 24, s. 583にもトンベキの輸入関税改定委員会が組織され、オスマン帝国を代表して間接税局長のハサン・フェフミ・パシャが交渉にあたることが報じられている。*Akhtar* 17–17, p. 131, vol. 17–18, p. 139と、これに拠った鈴木均、前掲論文、一六二頁にも従来の関税協定が一二月一二日をもって期限が切れ、交渉の結果、新しい協定が結ばれたことが述べられている。

(80) トンベキの輸入関税の税率が七五％から一〇〇％に上がったことについては、一八九〇年一二月一三日付けの *JCCC*, vol. 311, s. 599, *DTOG*, vol. 311, s. 589を参照。

(81) *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449*（*Arz Tezkeresi*）所収、一一月一二日開催の特別委員会のマズバタおよび一一月一七日付けの財務大臣アフメト・ナーズィフの上申書。

(82) *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449*（*Arz Tezkeresi*）に収められている内国関税局長イッゼト・アリーの一八九一年一〇月一三日付けの財務大臣宛の復命書。

(83) Donald Quataert, *Social disintegration and populor resistence in the Ottoman Empire, 1882–1908*, New York, 1983, pp. 19–30, 38–39.

(84) *Akhtar* 18–10, pp. 77–78, *Akhtar* 18–15, p. 118, 125, *Y. A. Res. 56/64/ Irade1309 / MM5449*（*Arz Tezkeresi*）に収められている内国関税局長イッゼト・アリーの一八九一年一〇月一三日付けの財務大臣宛の復命書および一一月一二日開催の特別委員会の報告（マズバタ）。

(85) *Akhtar* 18–15, p. 125の補則。*Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449*（*Arz Tezkeresi*）所収、一八九一年一一月一五日開催の特別委員会の報告（マズバタ）。

(86) *Akhtar* 18–17, p. 132, 鈴木、前掲論文、一六八頁。

(87) *Akhtar* 18–15, p. 125に掲載されている協定書第一五条によると、公告が出されてから四ヶ月以内にトンベキを専売会社に引き渡さない場合は密輸とみなされ、オスマン帝国政府によって没収されることになっていた。

(88) この報告は、アブデュルハミト二世の意を受けて一八九二年一月一七日（一三〇九年第二ジュマーダー月一六日＝一三〇七年第二カーヌーン月五日）付けで当時ユルドゥズ・サライの書記官局長を勤めていたソライヤーによって出された *Irade* 1309, D98983に引用されている。

(89) *Irade* 1309, D9901. この文書にはアブデュルハミト二世の勅令および書記官局長ソライヤーの指示にしたがって、大宰相のジェヴァートが公安警察に調査を命じた内容とその結果を盛り込んだ一八九二年一月一八日（一三〇九年第二ジュマーダー月一七日）付けの上申書のかたちをとるテズケレ三九二二号と、それが受理されたあと出された書記官局長ソライヤーの署名がある一八九二年一月二五日（一三〇九年第二ジュマーダー月二四日）付けのイラーデの二つが収められている。一月一七日金曜日に開かれたヴァーリデ・ハンにおける抗議集会につい

ては、前者に言及がある。

(91) *Irade* 1309 D9901 によると、大宰相ジェヴァートは一月一七日に開かれた抗議集会の参加者の数が一週間前の一月一〇日のそれより増え、それが街頭デモに発展する可能性が高いことをユルドゥズ・サライの書記官局長ソライヤーに上申した。これに応えて街頭デモを防ぐ目的で出されたのが、総理府文書局所蔵 *Irade* 1309 D9901 の中に収められている一八九二年一月二五日付けのイラーデである。

(92) *JCCC* vol. 373, p. 90, *DTOG* vol. 373, p. 88, *Le Moniteur Oriental*, vol. 12, p. 340.

(93) *DCR* 1099, Report on the Trade and Commerce of Constantinople for the Year 1888–1891, *AP* 84 (1892) p. 16.

(94) *Le Moniteur Oriental*, vol. 12, p. 340.

(95) *Irade* 1309, D99738 所収、一八九二年三月三日付けのゾゲブの覚書。*Y. A. Res. 58/2, Irade 1309* D99598 によると、この覚書は、一八九二年三月七日に総理府に送付され、三月一〇日に法務、財務、商業の各大臣が会談、その結果が特別のマズバタに認められて上申され、その後、宰相がこれをテズケレにしてアブデュルハミト二世に提出、これにしたがって最終的に三月一一日にトンベキ輸入専売会社が四月四日に時期を変更して営業を開始することを認めるアブデュルハミト二世の勅令（イラーデ）が出された。

(96) *JCCC* vol. 376, ss. 127–128, *Sabah* vol. 916, s. 2, vol. 927, s. 4, *Le Moniteur Oriental*, vol. 12, p. 340.

(97) *Sabah* vol. 927, s. 4.

(98) 一八九二年三月一五日付けの *Sabah* vol. 919, s. 4 と一八九二年四月二日付けの *Sabah* vol. 937, s. 4 には、このトンベキ引き渡しの手続きにかんして「手元に外国産のトンベキを持っている者は、その量を会社の営業所に申告しなければならない。」「すでにオスマン帝国領内にあるか、来月四月より前に到着する外国産のトンベキは、徐々に売買にかける準備をするのでトンベキを所有している者、或いは委託されている者はガラタのバルタジュ・ハン Baltacı Han にある会社の管理部門に申請することが必要である。」「四ヶ月を過ぎると、輸入と買いつけを一般の人はできなくなり、会社ないしそれから許可を得た者のみしかできない。」「四月四日までに手元にある商品（トンベキ）について報告しなかったり倉庫に引き渡さないトンベキの卸売り商人、小売商人（bayi）が所有する商品は、政府によって没収され、政府の所有に帰することが所有者に通告された。」と記されている。

(99) *Sabah* vol. 929, s. 2.

(100) *Sabah* vol. 942, s. 1–2.

(101) *Akhtar* 18–31, p. 231.

(102) *Sabah* vol. 939, s. 1, vol. 946, s. 4.

(103) *Sabah* vol. 927, s. 4, vol. 946, s. 4.

(104) *Akhtar* 18–15, p. 118. *Y. A. Res. 56/64/ Irade 1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) に収められている内国関税局長イッゼト・アリーの一八九一年一〇月一三日付けの財

務大臣宛の復命書。なお、一一月一七日付けの財務大臣アフメト・ナーズィフの上申書にも断片的であるが、小売価格についての議論、情報が見られる。

(105) 表について若干の説明をしておくと、上限価格はあくまでも目標値にすぎない。実際には売上げを増やすために会社が定めた価格よりも低くタバコは売られていた。また、実際の平均価格は二三クルシュで上限価格より若干、低かった。税関の報告によると、実際の消費者価格はさらに低く、平均で一八クルシュ三五サンチムであり、卸売り価格についてはさらにこれよりも低く平均で一四クルシュ一二サンチムであった。これについては、*Y. A. Res. 56/64/ Irade1309 / MM5449* (*Arz Tezkeresi*) 所収、内国関税局長イッゼト・アリーの一八九一年一〇月一三日付けの財務大臣宛の復命書および一一月一七日付けの財務大臣アフメト・ナーズィフの上申書を参照。なお、一八九二年四月一一日付けの *Sabah* vol. 946, s. 4 には、イスファハーンとシーラーズ産のトンベキがキロ当たり二〇―二三クルシュ、カーシャーンとヒジャーズ産のそれがキロ当たり二〇―二一クルシュであるという実勢価格にかんする記述も見られる。

(106) *Akhtar* 18-33, p. 255, 鈴木均、前掲論文、一六〇、一六七頁。

(107) 鈴木均、前掲論文、一六〇、一六七頁。停刊の期間は一五日間であったが、一八九二年四月二六日に一八巻三三号が出た後、五月二五日になってようやく一八巻三四号が復刊されたことから、実際は一ヶ月間にわたって

『アフタル』の休刊は続き、情報も途絶えたことになる。

(108) *Irade 1309 D100288* (ユルドゥズ・サライ書記官局長局六五三九号文書、書記官テヴフィクの署名あり)。鈴木均、前掲論文、一七三頁に引用、訳出されている一八九二年六月二一日付けの *Aktar* 18-38 に掲載されている「コウキャベ・ナーセリーへの反駁」に出てくる説教師とは、このハージー・ミールザー・モハンマド・アリーのことだと思われる。この説教師について『アフタル』紙は、「最近イスタンブルに到着した一人の気の狂った説教師が彼らの指導者として迎えられ、人々は彼をも自分達の恥と汚れの仲間に引きずり込んで、夜も昼も彼の周囲を取り囲んで策略を練り、その低劣な人物のもとに資金を集めた、このサルの如き人物は説教檀の上に登って自らも聞き取れぬ心地よい言葉を淫蕩な連中に聞かせ、まずかっての指導者や識者一人一人の名を挙げて、これらを集会の席で禁じた。……そのとき何人かの商人たちが「この人物は利権に内側から関わっており、また利権会社の側の人物と交流があった人物である。それゆえ彼と接近することは利権会社を利することであるから、禁止されねばならない。」と言ったため大騒ぎになり、とうとう彼のもとに行くことも禁じられた。」と書いている(引用は鈴木均の訳に拠る)。

(109) *Irade 1309, D100280* (一三〇九年シャッワール月一二日＝一八九二年五月一〇日付けのユルドゥズ・サライ書記官局六六一〇号文書)。これらの文書のなかに含まれるトンベキ商人の請願書、電報は、手続き的にはまず、

総理府に送られ、次いで閣議にかけたあとアブデュルハミト二世に上申され、その結果、勅令と通達書が出されるという経過を取った。なお、一三〇九年シャッワール月二八日（一八九二年五月二六日）付けの総理府に設けられた特別委員会のユルドゥズ・サライ書記官局宛の上申書にもトンベキ商人たちが続けていたバストに関連する記事がある。

(110) ハビーブという商人については、一八九二年六月二一日付けの *Akhtar* 18–38 に挿入されている付録記事に言及がある。また、これに基づく鈴木均、前掲論文、一七〇―七一頁にも詳しい紹介がある。これによると、ハビーブがトンベキ専売会社と契約を結んで水タバコをイランから輸入し、専売会社に代わってそれをオスマン帝国領内で売買することは、ペルシア帝国タバコ専売会社のイランにおける利権が廃棄される一八九二年四月三日以前から行われていたように思われる。すでに述べたように、ゾゲブを総支配人とするトンベキ専売会社がオスマン帝国で営業を開始するのは四月四日以降のことなので話が合わない気もするが、これはまだ輸入専売権をオスマン帝国から獲得していない段階でパリに本社を置くトンベキ専売会社がオスマン帝国領内でハビーブのような商人を使って水タバコの輸入貿易を先行的に行っていたことを示すものと考えるならば、矛盾がないように思われる。ただし、ハビーブという商人について言及する *Akhtar* 18–38 の付録記事は、鈴木均も指摘するように一八九二年六月二一日号の付録という体裁をとるが、ページも打たれておらず史料として使っていくのに扱いが難しいものであることにも注意しなければならない。

(111) *Irade 1309, D100280*（一三〇九年シャッワール月一二日＝一八九二年五月一〇日付けのユルドゥズ・サライ書記官局六六一〇号文書）。

(112) *Y. A. Res* 58–36（一三〇九年シャッワール月二八日＝一八九二年五月二六日付けの総理府に設けられた特別委員会のユルドゥズ・サライ書記官局宛の上申書）

(113) 同右。

(114) *Irade 1309 D101090*（ユルドゥズ・サライ書記官局長ソライヤーの署名がある一三〇九年ズルヒッジャ月二五日＝一八九二年二一日付けの文書）

(115) *Akhtar 18–38* に付録として収められている「コウキャベ・ナーセリーへの反駁」。引用訳は、鈴木均、前掲論文、一七二―七三頁に拠る。

(116) *GASIO*, Shomāreh-ye Sanad:488, Mouzu':Qarārnāme-ye Rejī-ye Īrān va 'Othmānī, Tārīkh : 1310 Rabī'olavval 4, Kārton : 21, Parāvandeh : 1/Alef, p. 355–56.

(117) *DCR* 1376, Report for the Years 1892–93 and 1893–94 on the Trade of the Consular District of Ispahan, AP 37 (1894), p. 47. なお、岡崎正孝「一九世紀末イラン社会における宗教指導者：アガー・ナジャフィーを中心に」（『評林』XV、昭和六三年四月）、一〇二―一〇三頁は、イギリス議会文書に収録されているイスファハーン領事報告の元になった FO 248–548, Preece to Lascelles, No. 58, 15, September 1892 に直接あたってイスファハーンのト

ンベキ栽培農民がマスジェデ・シャーで集会を催し、アーガー・ナジャフィー兄弟に直訴した事情について記す長文の史料を訳載している。詳しくはこちらを参照されたい。

(118) *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 492, Mouzu' : Kompanī-ye Tojjār-e Eṣfahān, Tārikh : nadārad (1311?), Kārton : 23, Parāvandeh : 13/F, pp. 369–70.

(119) *DCR* 1376, Report for the Years 1892–93 and 1893–94 on the Trade of the Consular District of Ispahan, *AP* 37 (1894), p. 47.

(120) 岡崎正孝は、前掲論文二〇三頁においてイギリスの外務省文書、および W. M. Floor, "Merchants in Qajar Iran", *ZDMG*, 76 (1976), p. 127 に拠って会社設立の時期を一八九三年とするが、本文で引用したカージャール朝の外交文書集成 *GASIO* に収録された文書に「ヒジュラ暦一三一一年ラジャブ月（一八九四年一月八日～二月六日）に設立された。」とあることから、会社設立の時期は一八九四年が正しいように思われる。また、会社の主たる設立者について、岡崎はイギリスの外務省文書にもとづいてウラマーのアーガー・ナジャフィー兄弟および友人のハージー・モッラーとしている。しかし、カージャール朝の外交文書に拠るかぎり、中心になったのはイスファハーンの商人たちで、アーガー・ナジャフィー等はあくまでも出資者の一人だったと考える方がよさそうである。

(121) *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 490, Mouzu' : Haml-e Tanbākū-ye Eṣfahān, Tārīkh : 1311 Rajab, Kārton : 23, Parāvandeh : 13/F, p. 365.

(122) 岡崎正孝、前掲論文、二〇四頁。この論文には FO 248–616, No. 5, 15 March 1895 に載せられている農民がイスファハーン州知事、市長に提出した誓約書が翻訳されていて貴重である。

(123) *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 495, Mouzu' : Khesārat-e vārede beh Sherkat-e Enhesār-e Tanbākū, Tārīkh : 1894 September (1312 Rabi'olavval 3), Kārton : 24, Parāvandeh : 13/F, p. 377.

(124) *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 497, Mouzu' : Āzādī-ye Hamal-e Jens barāyeh Kompanī, Tārīkh : 1312 Rabi'olthāni, Kārton : 24, Parāvandeh : 13/F, p. 382.

(125) トンベキの買い付け、輸出を独占的に行う会社を共同で立ち上げたイスファハーンの商人たちが自らの行為を「政府の介入も、梃子入れもない専売であり、国が口を出すことは不可能である。」と発言したことについては、*GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 494, Mouzu' : Tanbākū-ye Khāridārī shodeh az Eṣfahān va Kāshān tavassot-e Tojjār, Tārīkh : nadārad (1312?), Kārton : 23, Parāvandeh : 13/F, p. 375 に記述がある。この史料は、イランからオスマン帝国向けに輸出されるトンベキの搬出を妨害されてオスマン帝国のトンベキ輸入専売会社が行った抗議に対して、駐イスタンブル・イラン大使のナーゼム・オッドウレがイスタンブル在住の、おそらくはイスファハーンのイラン商人に問い質したもので、形としては駐イスタンブル・イラン大使からカージャール朝のナーセルオッディ

ーン・シャー宛の報告となっている。

(126) *GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 492, Mouzu' : Kompanī-ye Tojjār-e Eṣfahān, Tārīkh : nadārad (1311?), Kārton : 23, Parāvandeh : 13/F, p. 370.

(127) 九条からなる新協定の全文は、*GASIO*, Shomāre-ye Sanad : 498, Mouzu' : Qarārdād beyn-e Īrān va Anjomanhā-ye Tanbākū-ye Islāmbūl, Tārīkh : 1895 April, Kārton : 24, Parāvandeh : 13/F, p. 386 に収録されている。このうちもっとも重要な代理人の規定は第一条に記載されている。

(128) 岡崎正孝、前掲論文、二〇五、二一一頁。

(129) 岡崎正孝、前掲論文、二〇六―〇七頁。

(130) オスマン帝国タバコ専売会社の利権問題について研究したアメリカのトルコ経済史家ドナルド・カータルトがいみじくも指摘するように、密輸はボイコット運動に代わる新しい抵抗の形態といえるものであった。これについては、註(81)でも触れたが、Donald Quataert, *Social disintegration and populor resistence in the Ottoman Empire, 1882–1908*, New York, 1983, pp. 19–30, 38–39 を参照のこと。